

質問第四三号

小泉防衛大臣の記者会見における「整理」発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十一月十七日

青 木 愛

参議院議長 関 口 昌 一 殿

小泉防衛大臣の記者会見における「整理」発言に関する質問主意書

小泉進次郎防衛大臣は、令和七年十月二十八日の記者会見において、「今、私は発信を強化をしていますけれども、やはり、自衛隊の活動ぶり、この内容というのを、今までだったら外に言わなかったことも、どこの部分までだったら保秘の観点もしつかりと踏まえた上で対応できるかっていうことを、今あらゆる部局に整理をさせていますので、そういったことも対応を変えていく」と発言した。これを踏まえ、以下質問する。

一 小泉防衛大臣の発言における「あらゆる部局」が行っている「整理」については、防衛省・自衛隊の全ての部局が行っているのか示されたい。また、その「整理」については、いつまでに終える予定か明らかにされたい。

二 防衛省・自衛隊は、「整理」の経緯・結果を文書に記録し、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）に定義される行政文書として保有する予定か示されたい。

三 防衛省・自衛隊において、オスプレイを所管する部局を示されたい。また、当該部局は、「整理」を行っているのか示されたい。

四 防衛省・自衛隊において、外国から調達する防衛装備品の決定に関わる部局を示されたい。また、当該部局は、「整理」を行っているのか示されたい。

右質問する。